（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律によりなおその効力を有するものとされた改正前の児童手当法に係る特例）

第六条　平成二十六年経過措置政令附則第三項の規定により読み替えられた同令第七十八条の規定に関する第六十四条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号	第六十三条第三号	第六十三条第三号（同令附則第九条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第三号	第三十四条第三号	第三十四条第三号（同令附則第九条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第四号	第四条の二第三号	第四条の二第三号（同令附則第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第五号及び第六号	五　平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五条第二項第三号 六　平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成九年政令第三百八十二号）第三条第二号	五　平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五条第二項第三号 六　平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成九年政令第三百八十二号）第三条第二号
	七　平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号（同令附則第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	七　平成二十六年経過措置政令第七十八条第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号（同令附則第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法によりなおその効力を有するものとされた改正前の児童手当法に係る特例）

第七条　平成二十六年経過措置政令附則第四項の規定により読み替えられた同令第七十八条の規定に関する第六十四条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号	第六十三条第三号	第六十三条第三号（同令附則第十条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第三号	第三十四条第三号	第三十四条第三号（同令附則第十条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第四号	第四条の二第三号	第四条の二第三号（同令附則第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

4　前々年の三月三十一日がこの省令の施行の日前である場合における地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の指定に係る基準については、第十六条の規定による改正後の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第七十四号

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第十五条の規定に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部を改正する省令

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和四十年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号及び第三項第一号中「平成二十一年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、同項第三号中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第一条の二第二項中「平成二十一年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

様式第一号を次のように改める。